

名古屋競輪輪好会会則

一般社団法人 日本競輪選手会愛知支部

(名 称)

第1条 本会は名古屋競輪輪好会（以下「輪好会」という）という。

(所 在 地)

第2条 輪好会は事務局を名古屋市中村区中村町字高畑68 一般社団法人 日本競輪選手会愛知支部（以下「選手会」という）に置き、練習所を名古屋競輪場とする。

(目 的)

第3条 輪好会は日本競輪学校に入学を希望する者の窓口になり、練習所指導員が指導出来ない場合は、選手を紹介して指導を依頼する。従来通り自転車競技を愛好する少年男子、少年女子及び成年男子、成年女子に競輪場及び自転車競技場を利用して自転車競技の普及を計るとともに、優秀な選手を育成することを目的とする。（年に一度、記録会や大会等を実施していきたい。）

(関係団体との協力)

第4条 輪好会は第3条の目的を達成するため、関係施行者、施設者及び競技会並びに、アマチュア団体の協力を仰ぎ実施することとする。

(事 業)

第5条 輪好会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 自転車競技の練習とそれに必要な体育（体の使い方等）、自転車の知識など（基本的な自転車整備技術等）を指導すること。
2. 日本競輪学校入学試験における受験者及び会員に対する連絡及び調整、広報に関すること。
3. その他目的達成に必要な事業を行なうこと。

(練 習 所)

第6条 1. 名古屋競輪場における練習実施日については、練習日を定め練習するこ

ととする。

2. 練習日における技能指導に関する事項は第4条に定める関係団体の協力を仰ぎ実施する。

(入退会の手続き)

- 第7条
1. 輪好会に入会を希望する者は、入会申込書(様式1)、誓約書(様式2)を提出して入会を申し込み、練習所指導員(選手)が承認した者をもって会員とする。
 2. 会員は、自転車競技の練習に使用する器材等の貸与を受け、輪好会が行なう事業に参加することができる。

(会員心得)

- 第8条
- 会員は次の事項を遵守しなければならない。
1. 使用自転車の種類は原則としてピスト自転車に限定とする。
 2. 自転車の使用場所は練習所(バンク)内とし、その他の場所では使用しないこと。
 3. 自転車に乗車し練習するときは、必ずヘルメットを着用すること。
 4. レーサーシューズは自転車に乗車するとき以外は使用しないこと。
 5. その他輪好会の諸規則を守り、指導員、その他の係員の指示に従って行動し、常にスポーツマンとしての品位の保持に努めること。

(器材の貸与並びに取扱い)

- 第9条
1. 器材の貸与は原則として、会員が本会の実施する事業に参加の都度行なうものとする。
 2. 会員は次の器材の貸与を受けることができる。
 - (1) 競技用自転車
 - (2) ヘルメット
 - (3) その他練習に必要な器材
 3. 会員は、器材の貸与を受けようとするときは、技能指導者又は担当者(以下「係員」という)にその旨申し出て係員の指示に従うものとする。
 4. 会員は、事業終了後、器材の整備点検を行い係員に返納するものとする。

(自転車傷害保険の加入について)

- 第10条
- 会員は、自己の負担にて自転車傷害保険(スポーツ保険等)へ加入しなければならない。

(会員資格の取消)

第 1 1 条 輪好会は会員に次の事項に該当する行為があったときは、会員の資格を取り消すことができる。

- (1) 第 8 条に違反する行為があったとき。
- (2) 著しく会員としての名誉を汚した行為があったとき。
- (3) 輪好会の練習日に 1 年を通じ 1 度も参加しなかったとき。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 1 1 月 3 日から適用する。

【 日本競輪選手会愛知支部のホームページ 】

<http://keirin-aichi.com/>